

建築協定区域等で長期優良住宅建築等計画の 認定申請をされる皆様へ

建築計画地が建築協定区域等に該当する場合は、運営委員会が発行する審査結果通知書を添付するよう、ご協力をお願いします。

申請までの手続きフロー

1 建築協定区域等の確認

まちづくり地図情報「i-マッピー」で建築計画地が「建築協定区域・隣接地等」に該当するかどうかを確認します。

i-マッピーURL <https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

該当する場合には、各地区の建築協定運営委員会の連絡先を、都市整備局又は区役所までお問い合わせください。

↳ お問い合わせ先は裏面をご覧ください

※建築協定区域、建築協定隣接地の区別については、各建築協定のページをご確認ください。

2 建築協定運営委員会との協議

建築協定運営委員会と建築計画について協議を行ってください。協議の方法、提出図面等は地区によって異なりますので、各運営委員会の指示に従ってください。

❗ 運営委員会から書面が発行されない場合

地区によっては、建築協定に適合している旨の結果を書面で発行することになっていない運営委員会もあります。その場合には、運営委員会とのやりとり、審査の結果を『建築協定に関する協議状況報告書（第1号様式の2）』に記載してください。

3 長期優良住宅認定の申請

申請書及び必要書類に運営委員会が発行した書面または『建築協定に関する協議状況報告書（第1号様式の2）』を添付して申請をおこないます。

❗ 運営委員会が発行した書面が添付されていない場合

認定基準に適合しているか判断を行うため、横浜市から運営委員会へ協議状況報告書の記載内容について確認を行う場合があります。このため、認定に時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

円滑な認定を行うため、ご協力をお願いします。

横浜市 建築協定 連絡先一覧

市外局番 045 (横浜)

区名	都市整備局 (市役所本庁舎 29 階) まちのルールづくり 相談センター		各区役所 まちのルールづくり相談コーナー	
	担当部署	電話番号	担当部署	電話番号
鶴見区	みなとみらい・東神奈川 臨海部推進課	671-3857	鶴見 区区政推進課企画調整係	510-1677
神奈川区	地域まちづくり課 ルール・プラン担当	671-2667	神奈川 区区政推進課企画調整係	411-7028
西区			西 区区政推進課企画調整係	320-8329
保土ヶ谷区			保土ヶ谷 区区政推進課企画調整係	334-6227
中区			中 区区政推進課企画調整係	224-8128
磯子区			磯子 区区政推進課企画調整係	750-2332
金沢区			金沢 区区政推進課企画調整係	788-7729
南区			南 区区政推進課企画調整係	341-1233
旭区			旭 区区政推進課企画調整係	954-6026
港北区			港北 区区政推進課企画調整係	540-2229
緑区			緑 区区政推進課企画調整係	930-2217
都筑区			都筑 区区政推進課企画調整係	948-2227
青葉区	青葉 区区政推進課	978-2217	青葉 区区政推進課企画調整係	978-2217
戸塚区	地域まちづくり課 ルール・プラン担当	671-2667	戸塚 区区政推進課企画調整係	866-8326
港南区			港南 区区政推進課企画調整係	847-8319
栄区			栄 区区政推進課企画調整係	894-8095
泉区			泉 区区政推進課企画調整係	800-2332
瀬谷区			瀬谷 区区政推進課企画調整係	367-5631

※ 連絡先は令和 5 年 4 月時点

※ ただし、次の地区については、センターの担当課が次のとおりとなります。

関内・関外地区・新横浜駅周辺地区・横浜駅周辺地区 … 671-2673 都市整備局都心再生課

京浜臨海地区 …………… 671-3857 都市整備局みなとみらい・東神奈川臨海部推進課